

震 援 号 外
平成●●年●●月●●日

〒●●●●-●●●●●●
●●●市●●●●●●
●●● ●●● 様（御中）

宮城県保健福祉部震災援護室長
（ 公 印 省 略 ）

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅に係る定期建物賃貸借契約（再契約（3回目））について（通知）

このたびは、東日本大震災で被災された方々への住宅提供について、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、下記の提出書類により契約を締結したいので、御異議がなければ契約関係者の記名押印いただき、平成●●年●●月●●日までに宮城県応急仮設住宅契約事務センター宛て、同封の返信用封筒にて御返送願います。

なお、効率的な事務処理のため、契約書には現在の契約における物件情報や振込指定口座などの主要な情報を印刷してありますことを申し添えます。

記

・提出書類（契約1件当たりの提出書類）

提出書類名	通数	記名押印者
宮城県借上げ住宅再契約申請書兼誓約書 （だいたい色）	1通	入居者
定期建物賃貸借契約書（再契約（3回目）） （だいたい色）	3通	貸主、入居者及び仲介業者（注）

（注）仲介業者を介す場合のみ仲介業者の記名押印が必要となります。

お問合せ先
宮城県応急仮設住宅契約事務センター
電 話：022-745-0565



宮城県借上げ住宅再契約申請書兼誓約書

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

私は、県借上げ住宅再契約申請をするに当たり、裏面の誓約内容及び注意事項を十分に理解し、遵守することを誓約した上で申請します。

なお、この申請書に記入した内容は事実と相違ありません。

1 申請人（入居者が記入してください）		申請日	平成	年	月	日
フリガナ		印 シテカリ不可	生 年 月 日			
氏 名			大正・昭和・平成	年	月	日生
現住所	●●市●● ●●●（物件名）					
電話番号	自宅		携帯			
勤務先	（名称）		（電話番号）			
被災時住所	●●県●●市●●					

緊急時 連絡先 (入居者以外)	氏 名		入居者との 関係	
	住 所			
	電話番号			

2 入居者名及び同居者名（現時点）

同一人物です

入居者等	氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢
入居者 (申請人)		本人		
同居人			大正・昭和・平成 . .	
			大正・昭和・平成 . .	
			大正・昭和・平成 . .	
			大正・昭和・平成 . .	
			大正・昭和・平成 . .	
計		人		

3 賃貸借物件（以下「本物件」という。）

整理番号	●●●●
物件名	●●アパート ●●●号室
物件所在地	●●市●●
入居者名	●●●●●
再契約期間	平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで

裏面も必ずご確認ください

4 誓約内容

- (1) 本物件は、東日本大震災により住居に被害を受けた被災世帯が、自らの資力では住宅を確保することができない場合に、災害救助法に基づき応急仮設住宅として供与を受け、一時的に居住の安定を図ることを目的としていることを十分に理解した上で、宮城県借上げ住宅再契約申請を行います。
- (2) 宮城県借上げ住宅再契約申請書に記入した内容は事実に相違ありません。
- (3) 上記3記載の再契約期間において、本物件を居住のみを目的とする主たる生活の場所とし、善良なる管理者の注意をもって使用します。
- (4) 入居者及び同居人は暴力団関係者ではありません。
- (5) 契約書の入居者の義務の内容を遵守し、定められた期限までに残置物を全て処理した上で本物件を明け渡します。
- (6) 貸主又は管理者から共同生活上の改善要請があった場合には、速やかに従います。
- (7) 宮城県又は市町村から共同生活上の改善要請があった場合には、速やかに従います。
- (8) 誓約に違反したときは、契約を解除されること、かつ、賠償の責を負うとともに速やかに本物件を明け渡します。
- (9) 本書面により収集された入居者名、同居者名等の個人情報について、個人情報保護のもと被災者支援のための基礎資料として、国、県、市町村が使用することについて同意します。

5 注意事項

- (1) 駐車場代、自治会費、光熱水費等の使用料は入居者負担になります。
- (2) 損害保険は、宮城県が加入するため、別途損害保険に加入した場合でも県から入居者等への支払いは発生しません。
- (3) 上記3記載の再契約期間は、被災者生活再建支援制度の加算支援金（賃貸区分等）の対象とはなりません。
- (4) この申請をされた場合でも、入居要件等の事由により再契約をお断りする場合があります。
- (5) この申請書に記入した内容が事実と相違していることが判明したときは、契約を解除する場合があります。また、下記のような目的外利用については、契約の解除や損害賠償請求を行う場合があります。
(例) 入居実態がない、週末や休暇期間中だけの居住、無断退去、その他契約条項に違反する行為

